

広島県労働委員会告示第二号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、令和六年七月十二日次のとおり認定した。

令和六年七月二十五日

広島県労働委員会会長 山 川 和 義

令和六年広島県労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
広島県水道広域連合企業団				広島県水道広域連合企業団			
勤務箇所	（略）	労働組合法第一条第一号に規定する者	勤務箇所	（略）	労働組合法第一条第一号に規定する者	（略）	（略）
本部	（略）	課長 情報統括監 センター長 参事（総務課に置かれるものに限る。） 主査（総務課人事グループリーダー業務に従事するものに限る。）	本部	（略）	課長 センター長 参事（総務課に置かれるものに限る。） 主査（総務課人事グループリーダー業務に従事するものに限る。）	（略）	（略）